

## 一般社団法人南アルプス市観光協会会費規程

(目的)

第1条 この規程は定款第7条に基づき、この法人の会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 この法人の正会員及び賛助会員は、会費口数分の年会費を入会日の事業年度から、毎事業年度ごとに当法人に納入しなければならない。

2 年会費は、会員種別に応じて、それぞれ次の各号に定める額とする。

(1) 正会員のうち一般会員 一口 5,000円として、一口以上

(2) 正会員のうち法人会員 一口10,000円として、一口以上

(3) 賛助会員 一口 5,000円として、一口以上

3 会費の納入方法は、原則として、会員が指定した金融機関の口座引き落とし又は本協会の口座への振り込みのいずれかとする。

4 会費の納入に係る経費は、会員が指定した金融機関の口座引き落としを除いて会員の負担とする。

(変更)

第3条 この規程は、定款第12条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。